

## 地方消費税引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度黒松内町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

**【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分） 25,619 千円**

**【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源分） 357,593 千円**

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区 分	事 業 名	平成30年度 事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	一般財源	地方消費税交付金 (社会保障財源分)
社会福祉	障害者福祉事業	149,280	106,282	42,998	3,081
	高齢者福祉事業	120,873	65,877	54,996	3,940
	児童福祉事業	113,456	80,530	32,926	2,359
	母子福祉事業	8,107	1,385	6,722	482
	小 計	391,716	254,074	137,642	9,861
社会保険	国民健康保険事業	55,334	14,691	40,643	2,912
	後期高齢者医療事業	21,639	13,697	7,942	569
	小 計	76,973	28,388	48,585	3,481
保健衛生	高齢者等医療事業	47,002	0	47,002	3,367
	診療所事業	112,207	0	112,207	8,039
	疾病予防対策事業	13,522	1,365	12,157	871
	小 計	172,731	1,365	171,366	12,277
合 計		641,420	283,827	357,593	25,619

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分